

平成31年度ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の技能訓練に関する取組を支援することにより中小企業者の技術力の向上を図り、もって本市のものづくり産業及び情報通信産業の活性化及び発展に資するため、中小企業者が行う技能訓練事業に要する経費の一部について補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 技能訓練事業 中小企業者が自己の事業に直接係る技術力の向上、強化等を図るため従業員に対し研修等（検定等（検定、試験等をいう。以下同じ。）又は研修会等（研修会、講習会等をいう。）をいう。以下同じ。）を受けさせる事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、及び市税に未納がない中小企業者であって、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

- (1) 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において製造業に分類される業種をいう。）
- (2) 情報関連産業（前号の日本標準産業分類において情報通信業に分類される産業のうち情報サービス業に分類される業種をいう。）

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う事業のうち次に掲げる技能訓練事業であって、補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日までに修了するものとする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる検定等のいずれかを受けさせること。
 - ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき実施される

技能検定

イ 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験

ウ 特定の企業が自社で開発した製品について、その使用者の操作技術、管理技術及び知識が一定水準以上満たしていることを認定する民間資格の試験

(2) 次のアからオまでに掲げる機関のいずれかが実施する技術力向上に資する研修会等（接遇に関するもの及び法令の規定によりその受講が義務付けられるものを除く。）又は前号に規定する検定等の受検若しくは受験を目的とする研修会等を受講させること。

ア 株式会社ひたちなかテクノセンター

イ 公益財団法人日立地区産業支援センター

ウ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

エ 茨城県立産業技術専門学院

オ その他市長が対象と認める機関

2 前項の規定にかかわらず、当該研修会等を修了していない者又は受講したと認められない者に係る技能訓練事業は、補助対象事業としない。

3 第1項の規定にかかわらず、技能訓練事業に対し国、地方公共団体その他の団体等から補助金その他これに類する助成金等を受ける場合においては、当該技能訓練事業は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち次に掲げる費用とする。この場合において、市長は、平成31年4月1日前に支出された当該各号に掲げる経費についても、補助対象事業の遂行に密接に関連すると認めるときは、補助対象経費とすることができる。

(1) 検定等の受検又は受験に要する手数料及び練習用材料費

(2) 研修会等の受講に要する受講料及びテキスト等の教材費

(3) その他技能訓練事業の実施に市長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は一の補助事業者当たり100,000円を限度とし、補助対象経費に対する補助率は2分の1以内とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（様式等）

第7条 補助金の交付その他の手続に使用する様式及び添付書類は、別表のとおりとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 規則に規定する手続 | 使用する様式の種類 | 添付書類 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規則第6条に規定する補助金等の交付申請 | <p>ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金交付申請書（平成31年度）（様式第1号）</p> <p>ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金事業計画書（平成31年度）（様式第2号）</p> <p>ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金収支予算書（平成31年度）（様式第3号）</p> | <p>1 登記事項証明書</p> <p>2 市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は同意書</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p> |
| 規則第8条第1項に規定する補助金等の交付決定の通知 | ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金交付決定通知書（平成31年度）（様式第4号） | |
| 規則第9条第1項に規定する補助事業等の計画変更の申請 | ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金計画変更申請書（平成31年度）（様式第5号） | |
| 規則第9条第4項に規定する補助金等の交付変更の通知 | ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金交付決定変更通知書（平成31年度）（様式第6号） | |
| 規則第13条第2項に規定する補助金等の請求 | ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金交付請求書（平成31年度）（様式第7号） | <p>1 ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金交付決定通知書（平成31年度）の写し</p> <p>2 研修等を実施した機関等が交付した当該研修等の修了, 受講, 合否等を証明する書類の写し</p> <p>3 支払証拠書類の写し</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p> |
| 規則第15条第1項に規定する補助事業等の実績報告 | <p>ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金実績報告書（平成31年度）（様式第8号）</p> <p>ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金成果書（平成31年度）（様式第9号）</p> <p>ひたちなか市中小企業技能訓練事業補助金収支決算書（平成31年度）（様式第10号）</p> | 市長が必要と認める書類 |